

水力発電導入促進支援事業費補助金（既存設備有効活用強化支援事業）

公募期間・事業期間

◎公募期間 令和8年4月27日（月）～令和8年9月29日（火）

※申請締切日：一次：令和8年5月25日（月）

二次：令和8年7月22日（水） 最終：令和8年9月29日（火）

◎事業期間 交付決定日～令和9年3月1日（月）

※電子申請（J Grants）により公募します。（やむを得ない事情がある場合、電子メールでの申請を受付けます。）

補助対象事業

水力発電に係る既存設備の有効活用を促進するため、出力・電力量の余力調査や増出力・増電力量を図る設備更新等を行う以下の事業

調査事業：既存水力発電所の増出力又は増電力量の可能性に関する調査事業

工事等事業：既存水力発電所の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業
ただし、FIT/FIPを適用するものを除く。

災害復旧等事業：既存水力発電所が災害等により長期故障中の電源の復旧を行う事業
ただし、FIT/FIPを適用するものを除く。

補助対象事業者

日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の既存設備を有効活用することによる増出力又は増電力量を図る調査事業若しくは工事等事業又は災害等で長期故障停止中の電源の復旧を行う民間団体等（地方公共団体、発電事業者等）とします。（PFI事業を含む。）

補助対象経費

調査事業：調査費、試験費、設計費 ※既存設備の余力調査、既存ダムの運用最適化調査も補助対象

工事等事業：構築物、機械装置、備品、諸経費、ダム負担金

災害復旧等事業：構築物、機械装置、備品、諸経費、ダム負担金 ※災害復旧に不可欠な調査も補助対象

補助率

調査事業：補助対象経費（消費税含まず）の 2/3以内

工事等事業：補助対象経費（消費税含まず）の 1/4以内 ただし、対象の水力発電所の発電電力量が5%以上増加する場合 ⇒ 補助対象経費（消費税含まず）の 1/3以内

災害復旧等事業：補助対象経費（消費税含まず）の 1/2以内 ただし、対象の水力発電所が離島など、地域の安定供給安定供給確保のうえで代替困難である場合 ⇒ 補助対象経費（消費税含まず）の 2/3以内

ご案内

★中小水力発電の開発・運営に関する手引きや優良事例集が資源エネルギー庁で公表されています。プロジェクトの企画立案等にご活用ください。

（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data.html）

★1,000kW程度未満の小水力発電機器を対象に、発電事業者、機器製作者ともに合理的な購入仕様を示し、ニシャルコストの低減に資することを目的とした購入仕様標準を作成しました。小水力発電の導入検討や見積書を作成する際にご活用ください。

（<https://www.nef.or.jp/info/syoseki.html>）

★水力発電の開発にあたってご不明な点等ございましたら、メールまたは電話にてお問い合わせください。

（E-mail：kisetsukatsuyou@nef.or.jp 電話：03-6810-0373）

詳細はホームページ・公募要領をご覧ください。 <https://www.nef.or.jp/>